

調書（決定）

事件の表示 平成20年（行ツ）第123号

平成20年（行ヒ）第131号

決定日 平成21年7月17日

裁判所 最高裁判所第二小法廷

当事者等 別紙当事者目録記載のとおり

原判決の表示 東京高等裁判所平成19年（行コ）第290号（平成19年12月26日判決）

裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

第1 主文

- 1 本件上告を棄却する。
- 2 本件を上告審として受理しない。
- 3 上告費用及び申立費用は上告人兼申立人の負担とする。

第2 理由

1 上告について

民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは、民訴法312条1項又は2項所定の場合に限られるところ、本件上告理由は、違憲をいうが、その実質は事実誤認又は単なる法令違反を主張するものであって、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。

2 上告受理申立てについて

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。

平成21年7月17日

最高裁判所第二小法廷

当事者目録

上告人兼 申 立人 代表者代表取締役全日本造船機械労働組合関東地方協議会神奈川県地域労働組合

披上告人兼相手方 国

同補助参加人 トヨタ自動車株式会社

同補助参加人 三井物産株式会社